第5章 千葉県産業連関表の概念・定義等

第5章 千葉県産業連関表の概念・定義等

1 平成17年表との主な変更点

平成17年表との変更内容は、国に準じており、主な変更点は、次のとおりである。

- (1) 国内の全産業を対象として、平成24年に初めて実施された「経済センサス・活動調査」のデータを基礎資料として用いた。
- (2) 部門のコード番号について、平成17年表までは、「統合中分類」及び「統合大分類」について、「基本分類」及び「統合小分類」のコードとの関連はなかったが、平成23年表において「基本分類」から「統合大分類」までのコード番号が対応するようにした。
- (3) 平成17年表において輸出の内訳であった「調整項」を、県内最終需要の1部門として位置付けを変更した。「調整項」は、輸出品の県内流通に係る消費税を計上している部門である。
- (4) 「資本減耗引当」について、平成17年表までの簿価評価を、時価評価へ変更した。
- (5) 産業部門の設定や各部門の概念・定義・範囲等についての主な変更点は、ア、イのとおりである。詳細は国の「平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱」第3章「平成23年(2011年)産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成17年表との相違点」、「平成23年(2011年)産業連関表報告書(総合解説編)」第3章第3節表3-9「平成17年表からの部門の変更点一覧表」、及び第9章参考9「平成17年(2005年)産業連関表ー平成23年(2011年)産業連関表部門分類対照表」を、参照されたい。

また、部門数の変更については「4 部門分類」で、記した。

ア 基本分類表の部門

(ア) 海面漁業

平成17年表における「沿岸漁業」、「沖合漁業」及び「遠洋漁業」について「海面漁業」に統合した。

(イ) その他の家具・装備品

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成17年表において「木製家具・装備品」及び「金属製家具・装備品」に含まれていた装備品等について、「その他の家具・装備品」として新設した。

(ウ) 計測機器

平成17年表における「理化学機械器具」及び「分析器・試験器・計量器・測定器」を統合し、「計測機器」を設けた。

(I) 公的金融 (FISIM) 及び民間金融 (FISIM)

平成17年表における「公的金融(帰属利子)」及び「民間金融(帰属利子)」について 93 S N A の趣旨を踏まえた推計方法の変更に伴い、それぞれ「公的金融(FISIM)」及び 「民間金融(FISIM)」に変更した。

(オ) 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)

「郵便法」の改正により、平成17年表において「郵便・信書便」に含まれていた「小包郵便物」を、「道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」に統合した。

(カ) 映像・音声・文字情報制作業

平成17年表における「映像情報制作・配給業」及び「その他の対事業所サービス」の一部などを統合して、「映像・音声・文字情報制作業」を設けた。

(キ) 医療(入院診療)(入院外診療)、医療(歯科診療)、医療(調剤)、医療(その他の医療サービス)

平成17年表において設立主体別に「医療(国公立)」、「医療(公益法人等)」及び「医療(医療法人等)」としていた医療部門を、診療種類別に再編した。

(ク) 警備業

平成17年表において、「その他の対事業所サービス」に含まれていた「警備業」について、分割特掲した。

(ケ) その他の対事業所サービス

平成17年表において「ニュース供給・興信所」に含まれていた「興信所」を、「その他の対事業所サービス」に統合した。

(コ) 飲食サービス

平成17年表における「一般飲食店(除喫茶店)」、「喫茶店」及び「遊興飲食店」並びに「小売」に含まれていた「持ち帰り・配達飲食サービス」を統合し、「飲食サービス」を設けた。

イ 統合分類表などの部門

(7) 廃棄物処理

13部門分類表において、平成17年表で「電力・ガス・水道」に含めていた「廃棄物処理」を、部門を移し、「サービス」に含めることとした。

(イ) 運輸・郵便

統合大分類表において、平成17年表で「情報通信」に含めていた「郵便・信書便」について、統合大分類「運輸」に移し、名称を「運輸・郵便」に変更した。

(ウ) はん用機械、生産用機械及び業務用機械

統合大分類及び中分類において、平成17年表の統合大分類で「一般機械」、統合中分類の「一般産業機械」、「特殊産業機械」、「その他の一般機械器具及び部品」、「事務用・サービス用機等」等を、統合大分類、同中分類ともに「はん用機械」、「生産用機械」及び「業務用機械」に再編した。

2 対象期間

対象期間は、平成23年(2011年)1月から12月(暦年)とする。

※ 1(1)で述べた「経済センサス - 活動調査」の調査対象年次が、西暦2011年(平成23年)であったことから、従来から産業連関表は西暦年の末尾が0又は5の年を対象年次として作成していたところ、例外として、2010年ではなく2011年(平成23年)を対象とした表となっている。

3 地域的範囲

対象範囲は、千葉県内で行われたすべての財・サービスの生産活動及び取引である。

県内の基本的な定義は、当該地域の行政権限の及ぶ地理的範囲並びに水域(海岸、湖沼及び河川)をいい、具体的には境界線をもって囲まれた範囲をいう。

4 部門分類数

部門分類数について、平成17年表までは統合大分類について「農業」、「林業」、「水産業」をそれぞれ個別の部門としていたところ、平成23年表で統合した。 (国の部門分類と同様にした。)

部門分類には、生産活動単位 (アクティビティベース)と呼ぶ分類方法を原則とする。アク ティビティベースは、商品では なく、財・サービスを生産する 生産活動を単位としたものであ る。

表5-1 部門分類数の推移

		平成12年 (2000年)表	平成17年 (2005年)表	平成23年 (2011年)表
(1)基本分類	(行)	517	520	518
	(列)	405	407	397
(2)統合小分類		188	190	190
(3)統合中分類	i	104 108 108		108
(4)統合大分類		34	36	37
(5)13部門分類		13	13	13

- (注)1 取引基本表のサイズ(詳細度)を表す際には、内生部門の行及び列の 部門数をもって表す。
 - 2 基本分類以外は、内生部門の行部門と列部門の部門数は同じである。

5 表形式

表形式は、地域内競争移輸入型とする。

表形式については、移輸入品の取扱い方によって、競争移輸入型と非競争移輸入型とがある。 競争移輸入型とは、移輸入品の性質に着目し、同一の財であれば共通の性質を有するから県内産 品との区別をせずに同一部門で処理する方式である。これに対し、移輸入品の生産地を基準に置 き、同一の財であっても経済圏を異にするものは区別する(競合しないとみなす)方式を非競争 移輸入型という。

競争移輸入型は、市場経済の実態面の把握で弱さはあるが、投入係数が安定的である利点があり、経済の予測・計画に適している。

6 価格評価

価格評価は、「生産者実際価格」とする。

産業連関表は、財・サービスの取引状況を金額で表示している。金額単位を用いているのは、すべての品目を物量で把握することは困難であることなどから、金額という共通単位によって評するためである。

生産者実際価格とは、生産者価格(商業マージン、貨物運賃を含まない価格)と実際価格を結合させた評価方法である。

7 輪出入品の価格評価

貿易統計における価格評価は、輸出品については本船渡しのFOB (free on board) 価格、輸入品については国際貨物運賃及び保険料が含まれたCIF (cost insurance and freight) 価格で評価されている。

このため、輸出品はFOB価格から港までの流通マージンを除いた価格評価とし、輸入品は CIF価格に関税と輸入品商品税を加えた価格評価とした。

8 特殊な取扱いをする部門

(1) 屑及び副産物

ある一つの生産活動において、目的とする生産物のほかに、別の生産物が同時に生産される場合がある。同時に生産された生産物を、主生産物として生産する部門がほかにある場合は、これを「副生産物」と呼び、ない場合は「屑」と呼ぶ。

産業連関表ではアクティビィベースの分類により作成されることから、一つの部門では一つの生産物しか生産しない原則になっている。このため、「屑」及び「副産物」については特殊な取扱いが必要となる。「屑」及び「副産物」の取扱いは、ストーン方式(マイナス投入方式)である。

ストーン方式とは、副産物の発生部門(列)と副産物の生産を専業としている部門

(行) との交点に、副産物発生額をマイナスで計上し、当該行部門の産出として同発生額を 副産物の実際の消費部門との交点にプラスで計上する方法である。

例えば「石油化学基礎製品」の生産は生産過程で「液化石油ガス」(LGP)が発生する。 副産物として発生したLGPは、マイナス投入したものとして、計上する。同時に、LGP を消費した部門にプラスで計上する。

このような計上方法により、産業連関表上では、LGPの産出としてマイナスとプラスが

相殺され、副産物に係る生産額はゼロとなる。ストーン方式の利点としては、LGPの需要に係る波及計算の際、副産物分を除いて算出でき、またLGPへの需要が「石油化学基礎製品」部門の生産に直接の影響を及ぼさないということにある。

図5-1 ストーン方式の表章例

「石油化学基礎製品」部門が100単位を生産し、その生産過程で「副」生産物の「LPG」が10単位生産されるとする。「副産物」の消費部門は家計とする。

	石油化学 基礎製品		油ガス ・・・	· · · 家	計 …	県内 生産額
石油化学 基礎製品					 	100
液化石油ガス	<u>\</u>	0		 1	0	(0)
÷						
県内 生産額	100) (())			

また、「屑」のうち「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」については、これらを主産物と するような部門がないため、上記のような処理ができない。

そのため、行部門についてのみ仮設部門としてこれらの部門を設けて処理する。

なお、その他の「屑」については、関係の深い原材料部門(例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」)に格付けて処理している。

(2) 商業部門及び運輸部門

取引基本表には、生産者価格評価表と購入者価格評価表があるが、千葉県産業連関表は生産者価格評価表である。生産者価格評価表では、取引を生産者の「出荷価格」で記録する。そのため、購入者が要した商業マージン及び貨物運賃については、購入側の列部門と[行]商業部門及び[行]運輸部門との交点に一括して計上する。

部門間の取引は、一般的には、商業部 門及び運輸部門を介して行われるが、商 業マージンや国内貨物運賃は、その時々 の取引形態によって異なることから安定 的ではない。産業連関分析では安定的な 投入係数を必要とするため、生産者価格 評価表が利便性が高い。

(3) コスト商業及びコスト運賃

コスト商業とは、例えば中古品との費 引きに伴うものである。中古品は、平成 23年に製品が新たに生産されたものでは ないが、同年に経済取引が生じている。

図5-2 商業マージンと運輸マージン

農業部門は、農産物を生産するため、商品Xを原材料として100単位購入した。これに対し、10単位の商業マージンと5単位の運輸マージンが発生している。

(工業部門も同様)

	農業	工業
商品X	100 10 5	200 30 20
商業	10	30
運輸	5	20
粗付加価値		
生産額		

(注) 下段[] の数値の計は、実際の購入価格(商品 Xの 出荷価格+商業マージン+国内貨物運賃)である。

また廃棄物の運送も、商品がいったん消費された後の経済取引である。このような経費については、コスト商業、コスト運賃として、それぞれの行部門の「商業」、「運輸」に計上する。

次のようなものが該当する。

ア コスト商業

- (ア) 外国商社の代理店からのサービス提供への対価(手数料)。
- (4) 中古品の取引額に係る取引マージン。例えば家計における中古車の購入等。

イ コスト運賃

- (7) 生産工程の一環として行われる輸送活動に伴うコスト。例えば、大規模工場内における 原材料等の移動(輸送)費用。
- (1) 引越荷物、郵便物、廃棄物等のような商品とは考えられないものに係る輸送費用。

(4) 帰属計算をする部門

帰属計算とは、実際には市場取引が行われていないにもかかわらず、実質的に効用が発生している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、この効用を市場価格で評価して生産額に計上する計算をいう。

帰属計算の対象は次の**ア**から**エ**のとおりである。(詳細は国の「平成23年産業連関表総合解 説編」第4章第2節10(4)を参照。)

- ア 金融仲介サービス
- イ 生命保険及び損害保険の保険サービス
- ウ 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当
- エ 持家住宅及び給与住宅等に係る住宅賃貸料

ア 金融仲介サービス

金融部門の活動のうち、「預貯金の管理及び融資業務」に伴い、金融仲介機関は、いわゆる「利ざや」を得る。この「利ざや」は、金融部門によって生み出されたサービスの対価であると考えられる。

平成17年表までは、この「利ざや」を帰属利子として金融部門の県内生産額としていた。 平成23年表では、93SNAで提唱された概念である「FISIM」(Financial Intermediation Services Indirectly Measured:間接的に計測される金融仲介サービス)を新たに採用した。県内生産額を、次のように推計する。

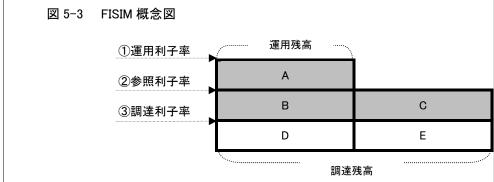
金融機関は、借り手(金融仲介機関から資金を借りる相手側;企業など)と貸し手(金融機関へ預貯金をする相手側;家計など)に対して、異なる利子率を課したり、支払ったりしている。

このようなサービスを「金融仲介サービス」と呼び、金融仲介サービスが生産するサービスを、「借り手側FISIM」、「貸し手側FISIM」という。

「借り手側FISIM」とは、企業などが金融仲介機関から資金を調達する際に、参照利子率 (※図5-3の説明を参照)よりも高い利子率で借りるので、利子率の差の分、金融仲介機関 は高い受取利息額を得る。この差額(図5-3の「A」)を、「借り手側FISIM」という。

「貸し手側FISIM」とは、家計などが参照利子率よりも低い利子率で金融仲介機関へ預貯金をすることにより、金融仲介機関としては、利子率の差の分、支払利息が少額になる。この差額(図5-3の「B+C」)を、「貸し手側FISIM」という。

次の利子率の差による差額分を、金融仲介サービスが生み出したサービスであると捉え、 県内生産額とする。つまり、「参照利子率」という、新しい概念を導入することにより、金融仲介サービスを間接的に計測し、県内生産額とした。



(注)「運用残高」は、金融機関の金融仲介サービスに係る運用残高を指している。 また「調達残高」は、金融機関の金融仲介サービスに係る調達残高を指している。

A+B+C: FISIMの総額=借り手側FISIM+貸し手側FISIM

A : 借り手側FISIM =運用残高×(運用利子率-参照利子率) B+C : 貸し手側FISIM =調達残高×(参照利子率-調達利子率)

A+B+D: 貸出利子総額に相当 D+E: 預金利子総額に相当

運用利子率=貸出金の受取利息総額/貸出金の残高総額

・参照利子率=預金取扱機関同士の預金・貸出の平均利回り

-調達利子率=預金の支払利息総額/預金の残高総額

従前の、帰属利子方式では、

(貸付金に対する受取利子: A+B+D) — (預貯金に対する支払利子: D+E) \Rightarrow (A+B-E)

を、県内生産額としていた。

FISIMでは、

(借り手側FISIM:A)+(貸し手側FISIM:B+C) ⇒ (A+B+C)

を、県内生産額とする。

イ 生命保険及び損害保険の保険サービス

生命保険及び損害保険の部門は、

(受取保険料 + 資産運用益) -(支払保険金 + 準備金純増)

で帰属計算されるサービスを生産として扱っている。

ウ 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府の建設物 (学校施設など)等について、減価償却分を帰属計算している。

エ 持家住宅及び給与住宅等に係る住宅賃貸料(帰属家賃)

実際には家賃を支払っていない持家等について、居住者は住宅サービスを享受しており、 賃貸住宅と同様の効用が発生している。このように考え、賃貸住宅の市場価格に沿った家賃 を支払って住んでいるものとみなして、帰属家賃を計上している。

(5) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」とがあるが、平成2年表から、「所有者主義」で扱うこととしている。

「使用者主義」は、設備の所有や経費の直接負担者の如何を問わず、その設備費用に伴う経費や利潤相当分等すべてを、設備を「使用」した部門に直接計上する方法をいう。これに対し「所有者主義」は、実態に即し設備を「所有」する部門に経費等を計上する方法をいう。

図5-4 「使用者主義」の表章例

(物品賃貸業からリース料100単位で機械を借り受けているA部門が、あたかも機械を所有しているかのように記述する)

	A部門	
機械修理	(15) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
資本減耗 引当	(20) ·	
県内 生産額	(100)	

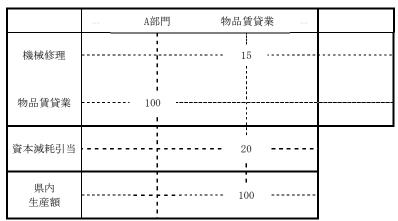


図5-5 「所有者主義」の表章例

(6) 仮設部門

取引基本表の内生部門の各部門は、アクティビティ(又は商品)に基づき設定しているが、 その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。それら は、作表上の便宜等や利用目的を考慮して便宜上、部門を設けてあるもので、「仮設部門」と 呼ぶ。部門分類・コード表においては、基本分類の分類コードの末尾に「P」という識別符号 を付すことで、他の基本分類と区別している。

具体的には、

- ア「事務用品」
- **イ** 「古紙」、「鉄屑」、「非鉄金属屑」
- ウ 「自家輸送(旅客自動車)」、「自家輸送(貨物自動車)」

が、仮説部門である。

なお、仮設部門は、「仮設」という性格上、付加価値を発生させる部門ではないことから、 粗付加価値額は計上しない。

ア 事務用品

鉛筆、消しゴム、ノートなど事務用品については、各部門で普遍的に使用され、企業会計上は一般的に消耗品として一括処理されることが多い。取引基本表上は、これら事務用品を「仮設部門」として一括に計上することで、企業会計上の一括処理に近い表章になるようにした。

最終 県内 A部門 事務用品 需要 生産額 原料1 30 原料2 20 鉛筆 5 (5)5 (5) 事務用品 10 (10)付加価値 40 0 県内生産額 100 10

図5-6 「事務用品」の表章例

例えばA部門の産業が、「100」単位、生産をするなかで、事務用品を「10」単位、使用した場合、一括して、仮設部門の「事務用品」に「10」計上する。 「鉛筆」や「ノート」は、A部門の生産活動のなかで個々の費用としては計上されず、仮設部門の「事務用品」の中間投入となっている。

イ 古紙、鉄屑及び非鉄金属屑

「8(1) 屑及び副産物」の項を参照。

ウ 自家輸送(旅客自動車)、自家輸送(貨物自動車)

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。そ うした自家活動のうち、自家輸送を仮設部門として設けている。

例えばA部門が「100」単位の生産をするなかで、「石油」を「15」単位使用するとする。

仮設部門を設けない場合は「石油」部門に「15」計上するので、生産物の原材料となる石油と、輸送費としての石油を合算して計上する。

自家輸送を仮設部門として設けた場合は、生産に必要な5単位を「石油」部門に「5」、輸送用の10単位を「自家輸送」部門に「10」と表章する。

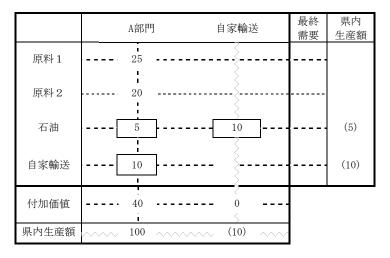


図5-7 「自家輸送」部門を設けた表章例

(7) 政府及び対家計民間非営利団体の活動

政府や独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業に大別される。①と②は、経費の積み上げを持って生産額を計測し、営業余剰は計上していない。産出先はほとんどが「中央政府集合的消費支出」または「地方政府集合的消費支出」である。③は、民間活動と同一に扱っている。ただし公的活動の行った固定資本形成は「県内総固定資本形成(公的)へ計上している。

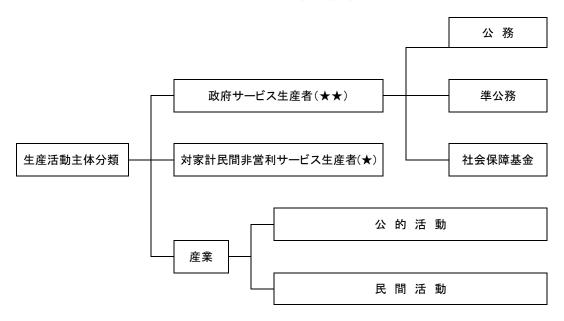


図 5-8 生産活動主体分類の体系

(注) 「公 務」:「産業」部門に類似のサービスを提供する部門や対応する部門がなく、政府が 直接行う活動又は特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス。

> 「準 公 務」:原則として、「産業」に類似のサービスを提供する部門が存在するものの、公 共サービスの提供という観点から、その価格又は料金が著しくコストに見合わ ない水準に設定されているようなサービスであるため、政府が直接行う活動又 は特殊法人等の活動によって提供されるようなサービス。 (保健、教育、文化 など)

「社会保障基金」:従来、「準公務」又は「対家計民間非営利サービス生産者」に含まれていた社会保険事業について、公的部門に係る格付けの見直しを踏まえ、平成23年表において、新たに設けた区分である。社会保障基金以外の政府サービス生産者には、行政機関が一般

的に行っている活動のほか、独立行政法人や特殊法人等の活動も一部含まれる。

[②対家計民間非営利サービス生産者について]

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、SNAの基準により、次の4要件を満たすものをいう。

- a. 社会保障基金に該当せず、かつ、金融機関にも該当しないこと
- b. 活動内容に市場性がないこと
- c. 政府による所有・支配がないこと
- d. サービスの提供先が専ら家計であること。

私立学校などが該当する「学校教育(私立)」等、基本分類に★の符号が付されている部門も(政府や独立行政法人ではないが)対家計民間非営利サービス生産者として扱われる。 それらの部門についても次のとおり、特殊な扱いを行っている。県内生産額は経費総額をもって計測する。営業余剰は計上しない。産出先は、産業や家計等から支払われた料金相当額を、その負担部門に計上に計上し、残りの額を「対家計民間非営利団体消費支出」との交点に計上する。

図5-9 対家計民間非営利サービス生産者の活動の表章形式

例:私立大学が100の経費を支出している。 それに対応する収入のうち、授業料収入が60。

	私立大学	家計消費 支出	対家計民間 非営利団体 消費支出	県内 生産額
物品1	10			
物品 2	10	<u>-</u>		
私立大学		60	40	100
雇用者 所得	80			
営業余剰	0	_		
県内生産額	100]		

(8) 分類不明

分類不明は他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。 なお、本部門は他の列及び部門の推計上の残差の集積部門としての役割もある。

(9) 消費税の取扱い

消費税納税額については、内生部門・外生部門とも、消費税込の価格で表示している (グロス表示)。

9 外生部門

(1) 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわば「企業消費」ともいうべきもので、企業その他の機関の支払う交際費や接待費など(宿泊・日当、交際費及び福利厚生費)である。

最終需要部門に「家計外消費支出(列)」、粗付加価値部門に「家計外消費支出(行)」として計上している。

なお、県民経済計算では、企業の営業経費として内生部門(中間投入)に含めているが、産業連関表では、生産活動に伴う原材料とは区別するなどの理由で外生部門に位置付けている。

(2) 家計消費支出

家計の財及びサービスに対する消費支出額から、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、 さらに居住者の海外消費を加算したものである。

消費支出とは、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、財の購入額の全 てを消費支出として計上する。

平成23年表において、「金融」部門でFISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)が導入されたことにより、家計が購入したFISIMを計上する。

(3) 対家計民間非営利団体消費支出

対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格(実際の費用よりもはるかに安価であるなど)で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたものに等しい。

(4) 一般政府消費支出

中央(地方) 政府が経済的に意味のない価格で提供するサービスに関する支出のうち、中央(地方) 政府自身が負担した費用である。

すなわち、中央(地方)政府に分類される政府サービス生産者により供給されるサービスの生産額から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額(例えば、国公立学校の授業料)を差し引いたもの、つまり、中央(地方)政府のサービスの自己消費をいう。また家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等も、一般政府消費支出に計上される。

なお、従来から計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分加え、道路、港湾、空港、 下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業(灌漑施設)、林業(林道)、漁業) の社会資本に係る固定資本減耗分を対象としている。

(5) 県内総固定資本形成

県内において、政府、企業、家計、非営利団体の行った建設物、機械、装置などの固定資産の取得(購入及び固定資産の振替)からなる。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で、購入者価格の単価が10万円以上のものとする。

ただし、1品目で10万円に満たないものでも、開業当初や業務拡張のために資産として一括

購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後、補充的に購入した場合は経常取引とし、 固定資本形成には計上しない。

(6) 在庫純増

在庫に係る1年間の変動分を「在庫純増」に関する部門で計上している。つまり、対象年次の年末(例えば平成23年末)の在庫から対象年次の前年末(例えば平成22年末)の在庫を差し引いた変動分である。

(7) 調整項

輸出品の県内流通に係る消費税を計上している。

消費税について、輸出品に係る消費税は免税である。しかし、県内での流通過程(生産地から輸出港に至るまでの流通過程)では消費税が課されるため、いったん納税され、後で還付を受ける仕組みとなっている。

このように還付される消費税は、財の県内生産額に含まれている。ただし、輸出額は還付分を控除した形で計上している。そこで、行部門における県内生産額とその内訳とのバランスを確保するため、本部門で還付分を計上している。

(8) 移輸出

県外 (海外を含む) に対する財・サービスの販売である。

本県内における県外居住者の消費についても本項目に含まれる。移輸出とされるのは県内産品の移出及び輸出のみであり、県外産品が本県を通って再び県外へ出ていく、いわゆる再移輸出は含まない。

(9) (控除)移輸入

県外(海外を含む)からの財・サービスの購入である。県内居住者の県外における消費も本項目に含まれる。

また、財の単なる通過については考慮しない。つまり、いったん県(国)外から財を購入してから、県(国)外へ再移輸出するような移輸入は含まない。

総供給と総需要とのバランスを保つための控除項目としての役割も持たせている。

(10) 雇用者所得

雇用者所得とは、県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬と

して支払われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払ベースであり、雇用者の受け取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するため、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする(発生主義)。対象となるのは、有給役員、常用雇用者(正社員・正職員)、及び臨時・日雇雇用者に対応する所得(賃金・俸給、社会保険料(雇用主負担)及びその他の給与及び手当)である。自営業主の所得は営業余剰に含める。

県内概念として把握されるため、居住者、非居住者を問わず県内で発生した雇用者の所得を もって雇用者所得としている。

(11) 営業余剰

営業余剰の内容は、企業会計上の営業利益に補助金を加算したものにほぼ該当する。個人業 主や無給の家族従業者等の所得は、営業余剰に含める。

「営業余剰」は産業部門のみに計上する。「政府サービス生産者 (★★)」及び「対家計民間非営利サービス生産者 (★)」の県内生産額は、生産コスト(経費総額)に等しい、と定義されているため、営業余剰は、発生しない。

平成23年表において、平成17年表まで「間接税(除関税・輸入品商品税)」に含まれていた 事業税を本部門に含める。

(12) 資本減耗引当

資本減耗引当は、「減価償却費」と「資本偶発損」を範囲とする。

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、その価値の減耗分を補填するために 引き当てられた費用である。

「減価償却費」は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、「資本偶発損」は、 火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のよう な稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていない。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「県内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

(13) 資本減耗引当(社会資本等減耗分)

一般政府の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産(社会資本)について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用である。「資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。

本部門の対象となる固定資本の範囲は、「政府建物等」に加え、「道路、港湾、空港、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業(灌漑施設)、林業(林道)、漁業、学校施設、社会教育施設等」を対象としている。

(14) 間接税((関税・輸入品商品税を除く。)

国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定資産税等が、税外負担では、各種手数料等が、間接税に相当する。

間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。

また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含める。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上している。

(15) (控除)経常補助金

経常補助金は、①産業に対して支払われる、②産業の経常費用を賄うために交付される、③ 財・サービスの市場価格を低下させると考えられる、の3つの条件を満たす経常交付金を範囲とする。控除項目である。